別紙資料10　保護者案内プリント

大教大附平中発第77号
平成２１年２月１２日

保護者の皆様へ

大阪教育大学附属平野中学校
校長　井上博文

「知的財産権・著作権教育」授業への参加のご案内

向春の候，皆様方には，益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は，本校教育活動に何かとご協力を賜り，誠にありがとうございます。

さて，標記の件についてですが，本校では，平成18年度より本年度までの３カ年間，文化庁より著作権教育研究協力校に指定され，研究をすすめてまいりました。特に，本年度は，研究の最終年度にあたり，「知的財産権・著作権」について，生徒だけでなく保護者，地域に「広める」ことを研究の課題としております。

その一環といたしまして，文化庁の協力を得て，東京より三橋信司先生と井関裕紀子先生のお二人の講師の先生をお招きし，下記のように，２年生及び保護者・地域の方々を対象とした「知的財産権・著作権に関する授業」を行うことにいたしました。

講師の先生は，コンピュータ・ソフトウェア著作権協会に所属され，日本各地の学校に於いて，著作権教育の普及に努められており，当日は，社会で話題になっている著作権（裏面の資料をご参照ください。）について，楽しくわかり易く理解を深められるよう授業を行っていただくことになっております。

お忙しいこととは存じますが，お子様とともに授業にご参加いただくことにより，ご家庭におかれましても，「知的財産権・著作権」についての話題を通じて，お子様との間で会話が「広がる」ことになると思っております，万障お繰り合わせの上，多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　時　　平成２１年３月３日（火）　１２：３０～３：３０
２．場　所　　合同教室（東館３Ｆ）
３．講　師　　三橋信司先生・井関裕紀子先生
４．対　象　　中学校２年生及び保護者・地域の方々

＊保護者の皆様は，学年に関係なく授業に参加していただいて結構です。
＊当日ご来校の上，授業に参加していただきましても構いませんが，合同教室の座席の準備の都合上，下記，申込書を２月２７日（金）までに，担任の先生に提出いただければ幸いです。

……キリトリ……

「知的財産権・著作権教育」授業に参加します。

参加保護者氏名（　　）
参加保護者氏名（　　）
＿＿年＿＿組＿＿番　生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙資料11　自治会案内プリント

平成２１年２月２２日

常盤町自治会の皆様へ

大阪教育大学附属平野中学校
校長　井上博文

「知的財産権・著作権教育」授業への参加のご案内

向春の候，皆様方には，益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は，本校教育活動に何かとご協力を賜り，誠にありがとうございます。

さて，標記の件についてですが，本校では，平成18年度より本年度までの３カ年間，文化庁より著作権教育研究協力校に指定され，研究をすすめてまいりました。特に，本年度は，研究の最終年度にあたり，「知的財産権・著作権」について，生徒だけでなく保護者，地域に「広める」ことを研究の課題としております。

その一環といたしまして，文化庁の協力を得て，東京より三橋信司先生と井関裕紀子先生のお二人の講師の先生をお招きし，下記のように，２年生及び保護者・地域の方々を対象とした「知的財産権・著作権に関する授業」を行うことにいたしました。

講師の先生は，コンピュータ・ソフトウェア著作権協会に所属され，日本各地の学校に於いて，著作権教育の普及に努められており，当日は，社会で話題になっている著作権（別紙１の資料をご参照ください。）について，楽しくわかり易く理解を深められるよう授業を行っていただくことになっております。

お忙しいこととは存じますが，主旨をご理解いただき，万障お繰り合わせの上，多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

１．日　時　　平成２１年３月３日（火）　１２：３０～３：３０
２．場　所　　合同教室（東館３Ｆ）
３．講　師　　三橋信司先生・井関裕紀子先生
４．対　象　　中学校２年生及び保護者・地域の方々

＊ご参加をご希望の方は，お手数をお掛けいたしますが，別紙２の申込書にお名前をご記入の上，２月２７日（金）までに，女性部長の保崎様にお渡し願えれば幸いです。
＊参加申込書をご提出していただきました皆様には，当日の本校校門で警備員が臨時入校許可書をお渡しいたします。

プリント添付資料　「インターネット時代のまんが著作権教室」消費者教育支援センターより

一口解説

著作権って何？

小説や音楽など文化的な作品を無断利用（パクリ）から守るための権利のことをいいます。

他人の持ち物を盗んだり、勝手に使ったらいけないのと同じで、他人が創った小説、音楽、絵画、映画、写真、コンピュータプログラムなど（これを著作物といいます）を作者に無断で使うことはできません。著作権は、著作権法という法律によって決められています。

作者に無断で使うことができないのはどんなとき？

著作権は、作品の「表現」をそのまま使うときなどに働く権利です。著作権は「アイディア」は保護しません。「新しいゲーム」を使ってゲーム大会をしても作家の了解を得る必要はありません。

著作権が働く行為としては、

○作品をコピー（複写、録音、録画、ダウンロードなど）すること
○脚本を上演すること
○音楽を演奏すること
○作品を放送、有線放送すること
○作品をインターネットで送信すること
○小説を朗読すること
○絵や写真を展示すること
○作品を客に貸し出すこと
○ビデオを上映すること
○小説から脚本を作ったりその脚本をもとに映画を作ること

などがあります。

著作権を取るためにはどうしたらいいの？

著作権を取るためには何もしなくていいのです。作品を作ったときに、自動的に権利が取れます。これは国際的なルールです。

了解は誰に求めるの？

普通は著作物の作者ですが、相続や譲渡によって他人に権利が移っていることがあります。その場合は、権利を譲り受けた人（著作権者といいます）に了解を求める必要があります。

なお、音楽などについては、著作権を集中的に管理している団体から了解を得ることができます。

作者に無断で使える例外はどんなとき？

作者の利益を不当に害さない場合には、例外的に無断で作品を使うことができます。

❶自分が私的に使うために行うコピー（学習目的も含む）

音楽CDをコピーして、

（次のページにつづく）

携帯用プレーヤーで聞く場合や、インターネットやパソコンの情報を印刷（コピー）したりする場合が、これにあたります。しかし、コピーを当初の目的以外で使うことは原則としてできません。

❷授業のためのコピーや送信

先生や生徒が、学校の授業で使うため、他人の作品の必要な部分をコピーしたり、授業の内容を別の学校等へ同時に送信することが、これにあたります。

❸営利性のない演劇など

学校の文化祭で、市販の脚本集を上演したり、ブラスバンドの演奏をすることが、これにあたります。
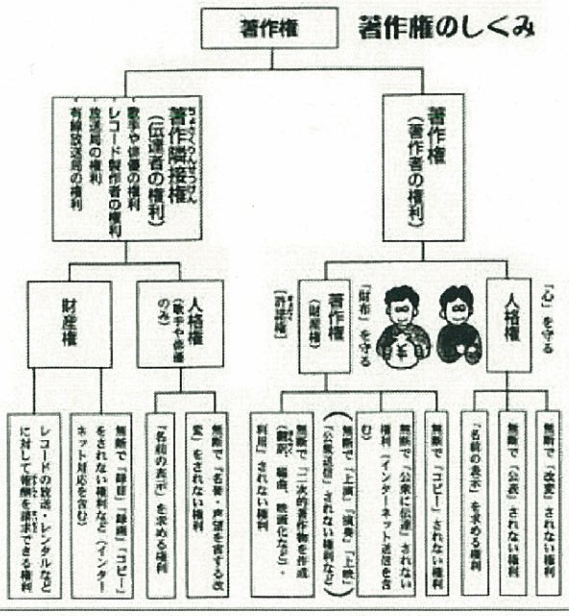
ただし、入場料をとったり、俳優に出演料を支払ったりするときには、作者に無断で使えません。